

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年4月24日

北海道十勝総合振興局長 芳賀 是則

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 業務名

「十勝・アドベンチャートラベル推進事業」委託業務

### (2) 業務目的

北海道は「美しく雄大な自然」「豊かな食」、アイヌ文化や世界遺産といった「北海道独自の文化」、サイクリングやカヌー、スキーといった「多様なアクティビティ」を楽しむ環境が整うアドベンチャートラベル（以下AT）の適地と言え、観光消費額単価の向上を目的とする道の施策の一つとして位置づけられている。

本事業では令和5年9月に北海道で開催されるアドベンチャートラベルワールドサミット2023（以下ATWS2023）の開催を好機と捉え、十勝の特色あるATを推進し、関係・交流人口の拡大と地域の持続可能な発展に資することを目的とする。

### (3) 業務内容

#### ① FAMトリップの実施

日本有数の農業地帯である十勝の産業特性を活かし、世界のアドベンチャートラベラーに選ばれるストーリー性を持ったコンテンツの発掘、磨き上げを地元観光関係者と協力して行い、その優位性を検証するため3泊4日程度のFAMトリップを実施する。

#### 【内容】

##### ア FAMトリップの行程の提案

- (ア) 行程の検討、決定にあたっては振興局及びその他の関係者を含めて対面の会議だけではなくWeb会議等も活用し密に協議する体制を有していること。
- (イ) 十勝の特色あるATコンテンツ及びコンテンツ化の可能性のある場所を組み入れること。特に十勝の強みである一次産業に関係したものを1つ以上取り入れること。
- (ウ) 使用するコンテンツは主に十勝の事業者が提供するものとし、当該事業者と事前に円滑なコミュニケーションをとり、その知見を活かしてコンテンツの磨き上げに貢献できること。
- (エ) 行程中、ワークショップを開催すること。地元観光関係者に対し、今後のATコンテンツの商品化に向けたノウハウを伝えることを主眼に、単なる講義形式ではなく双方向のコミュニケーションが行われるよう工夫すること。

##### イ 優位性検討のためのFAMトリップの実施

###### (ア) 3泊4日程度のFAMトリップを実施

実施回数：1回

- (イ) 招聘する参加者は他地域でのATを企画や添乗した経験を有し、十勝のAT推進のため提言をすることができる者。

招聘人数：2名以上

- (ウ) ワークショップの参集範囲は十勝管内に拠点を置く観光コンテンツ提供事業者、観光関係団体とする。

#### ② 業務報告書及び今後のAT推進に向けた提案書の作成

##### ア 業務報告書の作成

本事業において実施した事項について写真等も交え作成すること。

報告書は紙媒体(A4版)2部及び電子データ1部を提出すること。

##### イ 今後のAT推進に向けた提案書の作成

本事業で体験したコンテンツの優位性と課題を分析するとともにワークショップの内容も踏ま

え、招聘した参加者から十勝の特色あるA T推進に向けた提言、受託事業者の持つA T実施のためのノウハウを勘案し、他地域の事例も用いるなどしながら、次年度以降、十勝の特色あるA T推進のため地元観光関係者等の取組の指針となるものとする。なお、将来的な十勝におけるA Tツアー行程の提案を1つ以上含めること。

提案書は紙媒体(A4版)2部及び電子データ1部を提出すること。

### ③ 本委託業務全体の留意事項について

本委託業務の成果にかかる全ての著作権は、法令の規定により移転できない権利を除き、北海道に帰属させること。また、受注者は、本委託業務に係る著作権を北海道に帰属させることに支障のないよう、受注者の責任において適切に権利の処理を行うこと。

#### (4) 契約期間

契約の日から令和6年3月8日(金)まで

## 2 公募型プロポーザル方式に参加するものに必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 単独法人等又は、複数の法人等による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。

(2) 単独法人等又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 民間企業、特定非営利活動法人その他の法人又は法人以外の団体等であり、道内に本社又は事業所等(本業務を実施するために設置する場合を含む。)を有するものであること(ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。)

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(7) 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ) 本社が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(ウ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)

(7) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

ケ 原則として、過去5年の業務実績において国又は地方公共団体と同一又は類似の事業を契約し、確実に履行した実績を有すること。ただし、コンソーシアムの場合は、少なくとも構成員の一つが有すること。また、実績がない場合でも事業を実施する実力があり、かつ、確実に履行する見込みのある者を含む。

コ コンソーシアムの構成員が単独法人として重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

## 3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限 令和5年5月8日(月)午後5時(必着)

イ 提出場所 北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課(帯広市東3条南3丁目1番地)

ウ 提出方法 持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれか)による  
(持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで)

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

#### 4 企画提案（プロポーザル）説明書の交付に関する事項

- (1) 交付期間 令和5年4月24日（月）から令和5年5月8日（月）まで
- (2) 交付場所 北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課（帯広市東3条南3丁目1番地）  
なお、十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

#### 5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和5年5月23日（火）午後5時（必着）
- (2) 提出場所 北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課（帯広市東3条南3丁目1番地）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による  
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

#### 6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

#### 7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

#### 8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

#### 9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称：北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課
- (2) 住 所：〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
- (3) 電 話：0155-27-8538
- (4) F A X：0155-25-7756

#### 10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、プロポーザル説明書による。